4　令第三十四条第二項の規定による指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

一　令第三十五条第一項各号に掲げる要件を備えた当該届出自動車教習所を管理する者が置かれている届出自動車教習所において行われるものであること。

二　届出自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員であって、次のいずれにも該当するものにより行われるものであること。

イ　普通自動車対応免許を現に受けている者（運転免許の効力を停止されている者を除き、第四号の表一の項第一欄ロに掲げる事項（鋭角コースの通過及び転回に限る。）、同欄ハに掲げる事項（転回に限る。）及び同欄ホに掲げる事項並びに同項第二欄第六号及び第七号に規定する教習効果の確認に係る教習にあっては、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許を現に受けている者に限る。）であること。

ロ　普通自動車免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者であること。

三　次に掲げる設備を使用して行われるものであること。

イ　敷地の面積が八千平方メートル以上であり、かつ、種類、形状及び構造が府令別表第三に定める基準に適合するコース

ロ　当該教習を行うために必要な数の普通自動車（前号に規定する職員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置を備えたものに限る。以下この項（次項、第七項及び第九項において準用する場合を含む。）において同じ。）及び運転シミュレーター（府令第三十三条第五項第一号ホに規定する運転シミュレーターをいう。次号（次項、第七項及び第九項において読み替えて準用する場合を含む。）において同じ。）

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、当該教習を行うために必要な建物その他の設備

四　次の表の第一欄に掲げる教習事項の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる教習方法により、あらかじめ教習計画を作成し、これに基づいて同表の第三欄に掲げる教習時間行われるものであること。

第一欄（教習事項の区分）	第二欄（教習方法）	第三欄（教習時間）
一　大型自動車の運転に必要な技能に関する次に掲げる事項 イ　自動車の構造を踏まえた各装置の操作その他自動車の運転に係る操作 ロ　交差点の通行、横断歩道及び踏切の通過、坂道における走行、一時停止及び発進（坂道にある場合を含む。）、鋭角コースの通過、方向変換、転回、縦列駐車その他の自動車の運転に係る走行（ハからヘまでに掲げる事項を除く。）	一　普通自動車を用いて行うこと。ただし、この項第一欄ホ及びヘに掲げる事項に係る教習（同欄ヘに掲げる事項にあっては、当該教習の一部として行う他人の運転を観察させることによる教習（次号において「観察教習」という。）に限る。）は、運転シミュレーターを用いて行うことができる。 二　普通自動車による教習は、府令第三十三条第五項第一号ニに規定する単独教習により行うこと。ただし、この項第一欄ニ及びヘに掲げる事項に係る教習（同欄ヘに掲げる事項にあっては、当該教習を二時限連続して行った後に引き続き二の項第一欄に掲げる事項に係る教習を行う場合における教習の又は一部としてこの項第一欄ヘに掲げる事項に係る教習（同号ニに規定する複数教習（次号において「複数教習」という。）により行うことができる。 三　教習を受ける者一人に対する一日の教習時間は、三時限を超えないこと（一日に三時限の教習を行う場合には、連続して三時限の教習を行わないこと。ただし、複数教習又は運転シミュレーターによる教習を二時限行う場合は、この限りでない。）。	二十七時限以上

ハ　府令第二十一条の二の表に規定する交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じた運転に係る走行（イからヘまでに掲げる事項を除く。）	四　この項第一欄イ、ロ及びホに掲げる事項に係る教習は、届出自動車教習所のコースにおいて行うこと。ただし、同欄ホに掲げる事項に係る教習については、運転シミュレーターを用いて行う場合には、届出自動車教習所の建物その他の設備において行うこと。	二時限以上
ニ　運転者が交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じて設定した経路による走行	五　この項第一欄ハ、ニ及びヘに掲げる事項に係る教習は、道路において行うこと。ただし、同欄ヘに掲げる事項については、運転シミュレーターを用いて行う場合には、届出自動車教習所の建物その他の設備において行うこと。	
ホ　時間的余裕がない場合における安全な運転に係る走行	六　この項第一欄イ及びロに掲げる事項に係る教習の最後の教習時限においてその教習効果の確認を行い、その成績が良好な者についてのみ同欄ハからヘまでに掲げる事項に係る教習を行うこと。	
ヘ　危険の予測その他の安全な運転に必要な技能に基づく走行	七　この項第一欄ハからヘまでに掲げる事項に係る教習の最後の教習時限において同欄イからヘまでに掲げる事項に係る教習の教習効果の確認を行い、その成績が良好な者についてのみ教習を修了すること。	
二　危険の予測その他の安全な運転に必要な知識	八　同時にコースにおいて使用する自動車一台当たりのコース面積が二百平方メートル以下にならないようにして教習を行うこと。	
	教本、視聴覚教材等教習に必要な教材を用い、届出自動車教習所の建物その他の設備において行うこと。	

備考　この表において、教習時間は、一教習時限につき五十分とする。

5　令第三十四条第四項の規定による指定の基準については、前項の規定を準用する。この場合において、同項第四号の表一の項第一欄中「大型自動車」とあるのは、「中型自動車」と読み替えるものとする。

6　令第三十四条第五項の規定による指定の基準については、第二項の規定を準用する。この場合において、同項第四号イ中「大型自動車」とあるのは「道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業（以下「旅客自動車運送事業」という。）に係る旅客を運送する目的で行う法第八十五条第十一項に規定する旅客自動車（以下「旅客自動車」という。）」と、同号ハ中「大型自動車」とあるのは「旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で行う旅客自動車」と読み替えるものとする。

7　令第三十四条第七項の規定による指定の基準については、第四項の規定を準用する。この場合において、同項第四号の表一の項第一欄中「大型自動車」とあるのは、「道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で行う法第八十五条第十一項に規定する旅客自動車」と読み替えるものとする。